

観音寺市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、定期監査の結果報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年1月25日

観音寺市監査委員 佐伯文男
観音寺市監査委員 秋山忠敏

1 措置を講じた部局

観音寺市長
観音寺市教育委員会
観音寺市議会事務局
観音寺市農業委員会

2 監査実施期間

平成27年10月5日から同年11月17日まで

3 監査結果報告書の提出日

平成27年11月25日

4 措置通知年月日

平成27年12月2日付（観音寺市農業委員会）
平成27年12月10日付（観音寺市議会事務局）
平成28年1月7日付（観音寺市教育委員会）
平成28年1月20日付（観音寺市長）

5 措置内容

別紙のとおり

監査委員の意見等に対する措置内容

対 象 部 局	政策部 危機管理課	
意 見 等	措 置 内 容	
<p>○ 駐車場プリペイドカードについて、未使用のものが1枚あったが、使用簿がなく管理が不適切と思われた。換金性があるものであり、現金と同様の管理をしていただきたい。</p>	<p>○ 未使用の県営駐車場プリペイドカードについて、使用簿を作成し管理するように改めた。</p>	

対 象 部 局	総務部 税務課	
意 見 等	措 置 内 容	
<p>○ 固定資産税の減免申請書に日付が漏れているものが見受けられたが、申請書の提出日は減免を受けようとする申請者の意思表示に関わるものなので、不備のない申請書の提出を求めるよう注意されたい。</p> <p>○ 税収入は市の財政基盤をなすものであるため、未申告者等を看過せず適切な課税、徴収に努められたい。</p>	<p>○ 減免申請書等の受理に際しては、申請日の記載の確認を怠らないよう注意喚起した。</p> <p>○ 市民税等の賦課については、未申告者の呼出しや臨戸調査等により所得状況を把握し、適切・公正な課税に努めている。</p> <p>固定資産税の賦課については、航空写真の利用や現地調査等により課税客体を把握し、適切・公正な課税に努めている。</p> <p>また、税の徴収については、滞納者に対する督促状・催告書の発送や電話催告等の実施、悪質な滞納者に対する財産調査や差押等の滞納処分の実施により収納率の向上に努めている。</p>	

対 象 部 局	健康福祉部 子育て支援課	
意 見 等	措 置 内 容	
<p>保育所共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出張命令について、昨年度より正規職員は庶務管理システムにて管理するようになっているので、適切に処理されたい。 ○ 切手等受払簿について、使用の都度差引がされていないものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。また、切手等の管理に当たっては、現金と同じく厳重に取扱われたい。 ○ 保育、教育現場において諸問題が複雑化し、職員の負担が大きいと思われるが、保護者との連携を密にして、早期に適切に対処されたい。 ○ 保育料については、一部の保護者から児童手当より徴収を行っているが、過年度分ばかりではなく、現年度分も徴収することにより滞納額が減少すると思われるので、検討されたい。 <p>観音寺保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場プリペイドカードについて、使用簿には残額も記入し所属長の確認印を押印されたい。また、未使用のものが1枚あったが、使用簿がなく管理が不適切と思われた。換金性があるものであり、現金と同様の管理をしていただきたい。 <p>栗井保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現金出納簿について、出納員、分任出納員の引継がされていなかったため、確認されたい。 <p>豊浜保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の玄関前、駐車場付近は舗装が傷んでおり、通所する子どもたちの安全のため、所管課と協議のうえ早急に改修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出張命令について庶務管理システムで管理するよう指導した。 ○ 切手等の受払簿について現金と同様適切に受払簿で管理するよう指導した。 ○ 保育所の送迎時などの声掛けや連絡帳等通じて、連携を密にするよう指導した。 ○ 平成28年度より現年度分の保育料も児童手当より徴収する予定である。 ○ 駐車場プリペイドカードについて使用簿及びカードの管理を適切に行うように指導した。 ○ 現金出納簿を確認し、今後、適切に引継ぎを行えるよう指導した。 ○ 豊浜保育所の玄関前、駐車場付近の舗装の修繕については、28年度予算に計上しており、予算がとおれば、早急に行 	

するよう望むものである。	う予定である。
--------------	---------

対 象 部 局	経済部 地籍調査課
意 見 等	措 置 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 切手等については、受払簿により定期的に所属長が残数を把握するとともに、使用数を踏まえた計画的な購入及び管理をするよう留意されたい。 ○ 地籍調査事業が進められているなか、今後とも関係各課と連絡を密にし、実施されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受払簿により切手の使用数と残数を毎月末、課長がその枚数を確認し適正な管理を行う。また、購入する枚数についても、使用する枚数を確認の上、計画的な購入及び管理に努める。 ○ 地籍調査推進協議会設置要綱に基づき、年度当初に地籍調査推進協議会を開催し、関係各課に計画地区における情報を共有し、連携して事業の推進に努める。

対 象 部 局	教育部 学校教育課
意 見 等	措 置 内 容
<p>幼稚園共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出張命令について、昨年度より正規職員は庶務管理システムにて管理するようになっているので、適切に処理されたい。 <p>中学校共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 切手等受払簿について、使用の都度差引がされていないものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。また、一部の学校において、切手を私的利用のために売払いが行われていたところがあったが、少額であっても公金であるとの認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正規職員は出張命令簿を使用せず、庶務管理システムで管理することとした。（月末の帳票を学校教育課補佐が出力し、教育総務課の担当に手渡す。） 臨時、嘱託職員は、従来どおり出張命令にて管理する。 ○ 適切な管理を依頼し、各園（学校）に切手等受払簿の様式をメールにて送付した。

<p>識をもって厳重に取扱われたい。</p> <p>○ 理科の薬品類の保管・管理について、在庫管理を行う管理簿は調製されているものの、記入漏れが見受けられ、薬品類等の使用量が適切に把握できているとは言えない状態であった。薬品類には劇物・毒物もあることから、生徒の安全確保のため保管庫の鍵の保管も含め厳重な管理に努められたい。</p> <p>豊浜中学校</p> <p>○ 25年度監査時に預金の保全を図るため、決済専用通帳に変更依頼したが、25年度末から利息 51 円が残ったままであったので、利息は雑入に収入されたい。</p>	<p>○ 生徒の安全確保のため、保管庫の鍵の保管を含め、薬品類の在庫管理を厳重に行うよう校長会において周知した。</p> <p>○ 利息の 51 円を市の雑入として納めた。(H27.10.30)</p>
---	---

対 象 部 局	教育部 学校給食課	
意 見 等	措 置 内 容	
<p>○ 給食費については、児童手当受給者からの申出により、手当から徴収することができるので、未納を未然に防ぐために、当該制度の積極的な活用を図られたい。</p>	<p>○ 給食費の未納金について、児童手当からの徴収の実施にむけて、学校・関係課と協議しながら検討していく。</p>	

対 象 部 局	議会事務局	
意 見 等	措 置 内 容	
<p>○ 出張命令は旅費支給の確認書類となるものであるが、委員会所管事項調査の随行で入力漏れがあったので適切に処理されたい。</p>	<p>○ 出張命令簿と会合案内状及び出張計画書の突合により、入力漏れがないよう適切に処理する。</p>	

対 象 部 局	農業委員会事務局	
意 見 等	措 置 内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 出張命令は、昨年度より正規職員は庶務管理システムにて管理するようになっているので、適切な事務処理をされたい。 ○ 会長交際費の預金通帳は、預金の保全を図るため速やかに決済専用通帳に変更されたい。また、利息は雑入に収入されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご意見をいただいた直後の出張から庶務管理システムにて管理するようにした。 ○ 11月2日に通帳を解約し、随時処理に切り替えた。 	